

## 議案第7号

東広島市教育委員会告示で定める様式における敬称の取扱いに関する告示及び元号を改める政令の施行に伴う東広島市教育委員会告示の様式の特例に関する告示の廃止について

東広島市教育委員会告示で定める様式における敬称の取扱いに関する告示及び元号を改める政令の施行に伴う東広島市教育委員会告示の様式の特例に関する告示を廃止する告示を定めることについて、次のとおり提案する。

令和8年3月26日提出

東広島市教育委員会  
教育長 市 場 一 也

### 1 提案理由

東広島市告示で定める様式における敬称の取扱いに関する要綱（平成11年東広島市告示第133号）の廃止等に合わせて、東広島市教育委員会告示で定める各様式の規定に係る特例を廃止するため、この議案を提出するものである。

### 2 改正案

別紙のとおり。

### 3 施行期日

令和8年4月1日

### 4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）  
第25条

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができ

ない。

- (2) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

東広島市教育委員会告示第 号

東広島市教育委員会告示で定める様式における敬称の取扱いに関する告示及び元号を改める政令の施行に伴う東広島市教育委員会告示の様式の特例に関する告示を廃止する告示を次のように定める。

令和 8 年 3 月 日

東広島市教育委員会  
教育長 市 場 一 也

東広島市教育委員会告示で定める様式における敬称の取扱いに関する告示及び元号を改める政令の施行に伴う東広島市教育委員会告示の様式の特例に関する告示を廃止する告示

次に掲げる告示は、廃止する。

- (1) 東広島市教育委員会告示で定める様式における敬称の取扱いに関する告示（平成 1 1 年東広島市教育委員会告示第 3 号）
- (2) 元号を改める政令の施行に伴う東広島市教育委員会告示の様式の特例に関する告示（平成 3 1 年東広島市教育委員会告示第 3 号）

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。